

寒川町訓令第4号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月4日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公印規程の一部を改正する訓令

寒川町公印規程(昭和44年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表職印の部専用町長印の款中

「

てん書	方21	木印	1		戸籍事務、町民部町民 住民基本 台帳登録 及び印鑑 登録に関 する文書 並びに母 子健康手 帳その他 各種証明 書	町民部町民 窓口課長
れい書	長形11	木印	2		戸籍原本 認印	
れい書	長形6	木印	1		個人番号 カード	

」を

「

てん書	方21	木印	1		戸籍事務、住民基本台帳登録及び印鑑登録に関する文書並びに母子健康手帳その他各種証明書	町民部町民窓口課長
れい書	長形11	木印	2		戸籍原本認印	
れい書	長形6	木印	1		個人番号カード	

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。